

平成29年10月

司法書士国民年金基金

加入員の皆様へ

司法書士国民年金基金

司法書士国民年金の事業運営について

平素より当基金の運営にはご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年5月の通常国会において、「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」が成立し、国民年金基金の合併に関する規定が創設されました。

1. 当基金は平成31年4月以降も「全国国民年金基金」とは合流せず、引き続き「司法書士国民年金基金」として独立した事業運営を行います

当基金の「設立趣旨」である「司法書士の福利厚生制度の充実」との観点から、「全国国民年金基金」と合併するか、「司法書士国民年金基金」のまま独立した事業運営を継続していくかについて、平成28年2月に「制度改正対応委員会」を設置し、合併・独立の諸条件を確認し、将来の財政予測などを踏まえ検討を行いました。

当該委員会より平成28年12月に「当基金は、現に健全な財政状況にあり、また、将来に亘り安定的な事業運営が可能と見込まれることから、全国基金に合流せず、独立した基金として運営していくことが望ましい。」との方針が示されました。

そこで、本年2月17日開催の第62回司法書士国民年金基金代議員会において、平成31年4月の「全国国民年金基金」設立後も、引き続き「司法書士国民年金基金」として独立した事業運営を継続することを決議いたしました。

このことから、設立母体であります日本司法書士会連合会はもとより、関連団体と友好的に、司法書士制度の発展とともに福利厚生の一翼を担っていくため、司法書士ならびに司法書士業務従事者（配偶者も含む）の皆様の福利厚生に寄与する事業運営を継続していくことができることとなりました。

2. 資産運用業務は、従来通り国民年金基金連合会に委託してまいります

加入員の皆様からお預かりした掛金額は、平成28年度末現在、1口目の資産約137億円、2口目以降の資産約192億円を保有しております。現在、これらの資産は、1口目も2口目以降も国民年金基金連合会において運用しております。

当基金では、独立した事業運営になりましても、皆様からお預かりしている資産は、これまでと同様に国民年金基金連合会において運用を継続してまいります。

国民年金基金連合会では現在約3.7兆円の資産を運用しており、近年リスク管理システムの導入等により、資産運用体制が強化されております。加入員、受給者の皆様の大切な年金資産であり、国民年金基金連合会へ運用業務を委託しておりましても、その管理責任は当基金にあり、当基金では国民年金基金連合会における運用状況の監視を引き続き継続してまいります。

なお、加入員の皆様が支払う掛金、受給者の皆様が受取る年金額ならびに税の控除は、これまでと何も変わることはございませんのでご安心ください。

今後も司法書士ならびに司法書士業務従事者（配偶者も含む）の皆様のため、基金の健全な運営に努めてまいります。

皆様には新規加入者の紹介等、当基金の運営に対し、引き続きご支援、ご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

司法書士国民年金基金 担当 常務理事 佐々木

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館4階

（※平成29年9月19日より住居表示実施）

TEL 03-3341-2561 Fax03-3341-4130 nenkin@sknkikin.or.jp